

(案)

府 消 委 第 号  
令和 年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄 宛て

消費者委員会  
委員長 後藤 卷則

答 申 書

令和4年6月15日付け消表対第815号をもって当委員会に諮問のあった事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針の変更については、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

以上